募集

高島市一般事務職員および消防職員採用試験のお知らせ

平成18年度高島市一般事務職員および消防職員採用初級試験を次のとおり行います。

▼試験区分および採用予定人員

(1)一般事務職　2人程度
(2)消　防　職　2人程度

▼受験資格

(1)一般事務職
・**学歴**　不問
・**年齢**　昭和54年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者

(2)消　防　職
・**学歴**　不問
・**年齢**　昭和56年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者
・**資格**　職務遂行に耐えうる体力がない者（滋賀県消防学校の訓練に耐えられない者）は受験できません。

▼第1次試験

(1)試験期日および会場
・**期日**　9月17日(日)
・**会場**　湖西中学校

(2)方　法
・**教養試験（高等学校卒業程度）**
択一式により、公務員として必要な社会、人文および自然に関する一般知識ならびに文章理解、判断推理、数的推理および資料解釈に関する一般知能について筆記試験を行います。
・**自己アピール試験**
試験申込書の自己アピール欄に記載の内容について書類審査を行います。

▼第2次試験（第1次試験合格者対象）

(1)試験期日　10月下旬
(2)方　法
作文試験、口述試験、適性検査

▼第3次試験（第2次試験合格者対象）

(1)試験期日　11月中旬
(2)方　法　口述試験

▼最終合格者発表　11月下旬

▼受付期間および場所

8月1日(火)から18日(金)までの執務時間中に市役所職員課で受け付けます。

問 職員課　☎(25)8525

広報モニター募集！

高島市の広報活動について、市民の皆さんの意見を聴き、市民参加による「わかりやすく親しまれる広報」を推進するため、広報モニターを募集します。

▼職務内容
・広報に関するアンケートの回答（月1回）
・広報モニター会議への出席（年2回程度）
・地域情報の提供（随時）
・市広報に関する意見提案

▼任　期
9月中旬～来年3月末

▼対　象　自宅などでインターネットと電子メールを利用できる環境がある20歳以上の高島市民

▼募集人数　10人

▼応募方法
・応募用紙に必要事項を記入の上、市役所秘書広報課へ提出ください。FAXや、メールに添付して提出も可。
・応募用紙は秘書広報課・各支所地域振興課にあります。市役所ホームページからもダウンロードできます。
・応募者多数の場合は、地域・年齢・性別等を総合的に勘案して選考します。

▼締　切　8月31日(木)

▼謝　礼　モニター期間終了後、薄謝（図書券）をお渡しします。

問 秘書広報課
☎(25)8130
FAX(25)8101
koho@city.takashima.shiga.jp

おしらせ

児童扶養手当現況届および特別児童扶養手当所得状況届は忘れずに

8月は、児童扶養手当現況届および特別児童扶養手当所得状況届の提出月です。対象者の方へは関係書類を郵送しますので、それぞれの提出期限までに市役所子ども家庭総務課または各支所住民課へ提出してください。

▼目　的
8月1日現在における受給資格、生計維持関係、前年の所得等の確認を行い、平成18年8月分から翌年7月分までの手当額を決定します。

▼提出期間
・児童扶養手当現況届
8月1日(火)～8月31日(木)
・特別児童扶養手当所得状況届
8月11日(金)～9月11日(月)

■『児童扶養手当』とは・・・
児童扶養手当は、父母の離婚などにより父親と生計をともにしていない児童の母、あるいは母に代わってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。

◆**手当が支給されない場合**
・対象児童や母または養育者が公的年金や遺族補償を受けることができるとき
・児童が里親や児童福祉施設に入所しているとき
・児童が障害を有する父に支給される公的年金の加算対象であるとき
・日本国内に住んでいないとき
・母が婚姻しているとき（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるときを含む）
・児童が父と生計を同じくしているとき

◆**手当額**
・全部支給　月額41,720円（児童1人の場合）
※児童2人の場合はこの額に5,000円の加算
※3人目以降はさらに3,000円ずつの加算
・一部支給　月額41,710円～9,850円
※所得額に応じて決定され、全額停止される場合もあります。

■『特別児童扶養手当』とは…
身体や精神に中度以上の障害のある児童を監護している父、もしくは母、あるいは父母にかわってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。

◆**手当が支給されない場合**
・日本国内に住んでいないとき
・児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき（児童手当、児童扶養手当、障害児福祉手当との併給はできます）
・児童が児童福祉施設等に入所しているとき

◆**手当額**
（いずれも児童1人あたり）
・1級（重度障害児）
月額50,750円
・2級（中度障害児）
月額33,800円
※前年の所得によっては全額停止される場合もあります

問 子ども家庭総務課
☎(25)8136

保険・年金

乳幼児の医療費助成期間が小学校就学前まで延長されます！

福祉医療費助成制度では、平成18年10月1日から、これまで助成のなかった「4歳から小学校就学前」までの通院についても、医療費の助成を実施します。

▼制度改正の概要
①通院にかかる助成対象年齢が「4歳未満」から「小学校就学前」に延長されます。
②助成対象者の認定要件として、児童手当の特例給付に準じた所得制限が導入されます。
③第3子以降の児童について、②の所得制限は適用されません。（第3子以降の児童を特定する方法も、児童手当制度の規定に準じます。）

区分		助成対象者	助成の有無	受給券	自己負担金	所得制限
現行（9月末まで）	通院	0歳～3歳	あり	交付	1診療報酬明細書あたり最高500円	なし
		4歳～就学前	なし	なし		
	入院	0歳～3歳	あり	交付	1日あたり1,000円（上限14,000円／月）	
		4歳～就学前	あり	なし		
改正後（10月から）	通院・入院	0歳～就学前	あり	対象者全員に交付	現行どおり	あり

問 保険年金課
☎(25)8137